

議案第 4 号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 第 4 4 号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅のもの 1 件
につき 5,000 円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅
部分 次に掲げる区分に応じそ
れぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方
メートル未満のもの 1 件に
つき 11,000 円

b 床面積の合計が 300 平方
メートル以上のもの 1 件に
つき 23,000 円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非
住宅部分 次に掲げる区分に応
じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方
メートル未満のもの 1 件に
つき 11,000 円

b 床面積の合計が 300 平方
メートル以上のもの 1 件に

つき	19,000円
イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの	
(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる	
区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき	40,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき	44,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき	80,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき	135,000円
ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる	
区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき	20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき	22,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき	38,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき	66,000円
エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき	267,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき	334,000円
オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき	102,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき	130,000円

別表第2第46号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(7) 一戸建ての住宅のもの 1件

につき 2, 500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき

5, 500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき

11, 500円

(ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき

5, 500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき

9, 500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき	20,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき	22,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき	40,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき	67,500円
ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき	10,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1件につき	11,000円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
a 床面積の合計が300平方	

メートル未満のもの	1 件に	
つき		19,000円
b 床面積の合計が300平方		
メートル以上のもの	1 件に	
つき		33,000円
エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等		
を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基		
準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方		
メートル未満のもの	1 件に	
つき		133,500円
(イ) 床面積の合計が300平方		
メートル以上のもの	1 件に	
つき		167,000円
オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等		
を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基		
準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方		
メートル未満のもの	1 件に	
つき		51,000円
(イ) 床面積の合計が300平方		
メートル以上のもの	1 件に	
つき		65,000円

別表第2第48号金額の欄中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表第49号金額の欄ア(イ)a中「第53号ア(イ)及びイ(イ)」を「第53号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)」に改め、同欄イ中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加

える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1
件につき 20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1
件につき 22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1
件につき 38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1
件につき 66,000円

別表第2第51号金額の欄イ中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同欄中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定

める額

a 床面積の合計が200平

方メートル未満のもの 1

件につき 10,000円

b 床面積の合計が200平

方メートル以上のもの 1

件につき 11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平

方メートル未満のもの 1

件につき 19,000円

b 床面積の合計が300平

方メートル以上のもの 1

件につき 33,000円

別表第2第53号金額の欄中「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bにおいて同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 飯能市手数料条例の一部を改正する条例(令和4年条例第22号)附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料については、この条例による改正後の飯能市手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年2月24日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 2（第 2 条関係）			別表第 2（第 2 条関係）		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～43 省略			1～43 省略		
44 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律（平 成 24 年法 律 第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する 審 査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7) 一戸建ての住宅 のもの 1 件につ き 5, 0 0 0 円 (イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に定める額 a 床面積の合計 が 3 0 0 平方メ ートル未満のも の 1 件につき 1 1, 0 0 0 円 b 床面積の合計 が 3 0 0 平方メ ートル以上のも の 1 件につき 2 3, 0 0 0 円 (ロ) 非住宅用途を含 む建築物の非住宅	44 都市の 低炭素化の 促進に関す る法律（平 成 24 年法 律 第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の 規定に基づ く低炭素建 築物新築等 計画の認定 の申請に対 する 審 査 （次号に規 定する審査 を除く。）	低炭素 建築物 新築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 低炭素建築物新築等計画が都 市の低炭素化の促進に関する法 律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる 基準に適合していることを示す 書類又はこれに類する書類とし て市長が別に定めるものが提出 された場合 (7) 一戸建ての住宅 のもの 1 件につ き 5, 0 0 0 円 (イ) 住宅用途を含む 建築物の住戸部分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に定める額 a 申請に係る 1 の建築物の住戸 数（以下この号 及び第 4 6 号に おいて「住戸数」 という。）が 1 戸のもの 1 件 につき 5, 0 0 0 円 b 住戸数が 1 戸 を超え 5 戸以内 のもの 1 件に つき 1 0, 0 0 0 円

部分 次に掲げる
区分に応じそれぞ
れ次に定める額

a 床面積の合計
が300平方メ
ートル未満のも
の 1件につき

11,000円

b 床面積の合計
が300平方メ
ートル以上のも
の 1件につき

19,000円

イ ア以外の場合で、建築物エネル
ギー消費性能基準等を定める省
令（平成28年経済産業省・国土
交通省令第1号）第10条第2号
イ(1)及びロ(1)に定める基準に適
合するもの

(7) 一戸建ての住宅
次に掲げる区分に応
じそれぞれ次に定め
る額

a 床面積の合計が
200平方メー
ートル未満のもの 1
件につき 40,000円

b 床面積の合計が
200平方メー
ートル以上のもの 1
件につき 44,000円

(4) 住宅用途を含む建
築物の住宅部分 次
に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める

c 住戸数が5戸
を超え10戸以
内のもの 1件

につき 18,000円

d 住戸数が10
戸を超えるもの

1件につき 31,000円

(7) 住宅用途を含む
建築物（住戸部分
を除く。）及び非
住宅建築物 次に
掲げる区分に応じ
それぞれ次に定め
る額

a 床面積の合計
が300平方メ
ートル以内のも
の 1件につき

10,000円

b 床面積の合計
が300平方メ
ートルを超える
もの 1件につ

き 19,000円

イ ア以外の場合

(7) 一戸建ての住宅
のもの 1件につき

38,000円

(4) 住宅用途を含む建
築物の住戸部分 次
に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める
額

a 住戸数が1戸の
もの 1件につき

額

a 床面積の合計が

300平方メートル

未満のもの 1

件につき 80,000円

b 床面積の合計が

300平方メートル

以上のもの 1

件につき 135,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

令第10条第2号イ(2)及びロ(2)

に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分に応じ

それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が

200平方メートル

未満のもの 1

件につき 20,000円

b 床面積の合計が

200平方メートル

以上のもの 1

件につき 22,000円

(4) 住宅用途を含む建

築物の住宅部分 次

に掲げる区分に応じ

それぞれ次に定める

額

a 床面積の合計が

300平方メートル

未満のもの 1

件につき 38,000円

b 床面積の合計が

300平方メートル

38,000円

b 住戸数が1戸を

超え5戸以内のも

の 1件につき

66,000円

c 住戸数が5戸を

超え10戸以内の

もの 1件につき

96,000円

d 住戸数が10戸

を超えるもの 1

件につき 140,000円

(9) 共同住宅の共用部

分 1件につき

111,000円

(5) 住宅用途を含む建

築物の住宅用途以外

の部分及び非住宅建

築物（(4)に掲げる

場合を除く。）次

に掲げる区分に応じ

それぞれ次に定める

額

a 床面積の合計が

300平方メートル

以内のもの 1

件につき 250,000円

b 床面積の合計が

300平方メートル

を超えるもの

1件につき

317,000円

(4) 住宅用途を含む建

築物の住宅用途以外

の部分及び非住宅建

		<u>ル以上のもの 1</u> <u>件につき 66,000円</u> <u>エ ア以外の場合で、建築物エネ</u> <u>ルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第1号イ(1)及びロ</u> <u>(1)に定める基準に適合する非住</u> <u>宅用途を含む建築物の非住宅部</u> <u>分 次に掲げる区分に応じそれ</u> <u>ぞれ次に定める額</u> <u>(7) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル</u> <u>未満のもの 1件に</u> <u>つき 267,000円</u> <u>(4) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル</u> <u>以上のもの 1件に</u> <u>つき 334,000円</u> <u>オ ア以外の場合で、建築物エネ</u> <u>ルギー消費性能基準等を定める</u> <u>省令第10条第1号イ(2)及びロ</u> <u>(2)に定める基準に適合する非住</u> <u>宅用途を含む建築物の非住宅部</u> <u>分 次に掲げる区分に応じそれ</u> <u>ぞれ次に定める額</u> <u>(7) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル</u> <u>ル未満のもの 1</u> <u>件につき 102,000円</u> <u>(4) 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル</u> <u>ル以上のもの 1</u> <u>件につき 130,000円</u>
45 省略		
46 都市の 低炭素化の	低炭素 建築物	<u>次に掲げる額を合算して得た金額</u> <u>ア 変更後の低炭素建築物新築等</u>

		<u>建築物（市長が別に定</u> <u>める場合に限る。）</u> <u>次に掲げる区分に</u> <u>応じそれぞれ次に定</u> <u>める額</u> <u>a 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル</u> <u>ル以内のもの 1</u> <u>件につき 91,000円</u> <u>b 床面積の合計が</u> <u>300平方メートル</u> <u>ルを超えるもの</u> <u>1件につき</u> <u>118,000円</u>
45 省略		
46 都市の 低炭素化の	低炭素 建築物	<u>次に掲げる額を合算して得た金額</u> <u>ア 変更後の低炭素建築物新築等</u>

促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	新築等計画変更認定申請手数料	計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 一戸建ての住宅のもの 1件につき 2,500円 (4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき 11,500円 (5) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 5,500円 b 床面積の合計
促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	新築等計画変更認定申請手数料	計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7) 一戸建ての住宅のもの 1件につき 2,500円 (4) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 a 住戸数が1戸のもの 1件につき 2,500円 b 住戸数が1戸を超え5戸以内のもの 1件につき 5,000円 c 住戸数が5戸を超え10戸以内のもの 1件につき 9,000円 d 住戸数が10戸を超えるもの 1件につき 15,500円 (5) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め

が300平方メ

ートル以上のも

の 1 件につき

9,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネル

ギー消費性能基準等を定める省

令第10条第2号イ(1)及びロ(1)

に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分

に応じそれぞれ次

に定める額

a 床面積の合計

が200平方メ

ートル未満のも

の 1 件につき

20,000円

b 床面積の合計

が200平方メ

ートル以上のも

の 1 件につき

22,000円

(イ) 住宅用途を含む

建築物の住宅部分

次に掲げる区分

に応じそれぞれ次

に定める額

a 床面積の合計

が300平方メ

ートル未満のも

の 1 件につき

40,000円

b 床面積の合計

が300平方

メートル以上

る額

a 床面積の合計

が300平方メ

ートル以内のも

の 1 件につき

5,000円

b 床面積の合計

が300平方メ

ートルを超える

もの 1 件につ

き 9,500円

イ ア以外の場合

(7) 一戸建ての住

宅のもの 1 件

につき 19,000円

(イ) 住宅用途を含

む建築物の住戸

部分 次に掲げ

る区分に応じそ

れぞれ次に定め

る額

a 住戸数が1戸

のもの 1 件に

つき 19,000円

b 住戸数が1戸

を超え5戸以内

のもの 1 件に

つき 33,000円

c 住戸数が5戸

を超え10戸以

内のもの 1 件

につき 48,000円

d 住戸数が10

戸を超えるもの

1 件につき

のもの 1件に
つき 67,500円
 ウ ア以外の場合、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
 (7) 一戸建ての住宅
次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額
a 床面積の合計
が200平方メートル未満のもの
の 1件につき
10,000円
b 床面積の合計
が200平方メートル以上のも
の 1件につき
11,000円
 (4) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分
次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額
a 床面積の合計
が300平方メートル未満のもの
の 1件につき
19,000円
b 床面積の合計
が300平方メートル以上
のもの 1件に
つき 33,000円

70,000円
 (7) 共同住宅の共用
部分 1件につき
55,500円
 (エ) 住宅用途を含む
建築物の住宅用途
以外の部分及び非
住宅建築物（(カ)に
掲げる場合を除く。）
次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定
める額
a 床面積の合計が
300平方メートル以内のもの 1
件につき 125,000円
b 床面積の合計が
300平方メートルを超えるもの
1件につき 158,500円
 (カ) 住宅用途を含む建
築物の住宅用途以外
の部分及び非住宅建
築物（市長が別に定め
る場合に限る。） 次
に掲げる区分に応じ
それぞれ次に定める
額
a 床面積の合計が
300平方メートル以内のもの 1
件につき 45,500円
b 床面積の合計が
300平方メートルを超えるもの 1件

		エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの 1件につき 133,500円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの 1件につき 167,000円 オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7) 床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの 1件につき 51,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル 以上のもの 1件につき 65,000円			につき 59,000円
47 省略			47 省略		
48 建築物のエネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能	ア 省略 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定	48 建築物のエネルギー消費性能の向上に	建築物エネルギー消費性能	ア 省略 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定

関する法律 (平成27 年法律第 53号)第 12条第1 項若しくは 第2項又は 第13条第 2項若しく は第3項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能適合 性判定	適合性 判定手 数料	による場合(ア(7)に掲げる場合 を除く。) (7) 建築物エネルギー 消費性能基準等を定 める省令第1条第1 項第1号に定める 基準に適合するもの 次に掲げる区分に 応じそれぞれ次に定 める額 a～b 省略 (イ) 省略 ウ 省略	関する法律 (平成27 年法律第 53号)第 12条第1 項若しくは 第2項又は 第13条第 2項若しく は第3項の 規定に基づ く建築物エ ネルギー消 費性能適合 性判定	適合性 判定手 数料	による場合(ア(7)に掲げる場合 を除く。) (7) 建築物エネルギー 消費性能基準等を定 める省令(平成28年 経済産業省・国土交 通省令第1号)第1条 第1項第1号に定 める基準に適合する もの 次に掲げる区 分に応じそれぞれ次 に定める額 a～b 省略 (イ) 省略 ウ 省略
49 建築物 のエネル ギー消費性 能の向上に 関する法律 第34条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査(次号 に規定する 審査を除 く。)	建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向 上計画が建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律第 35条第1項各号に掲げる基準 に適合していることを示す書類 又はこれに類する書類として市 長が別に定めるものが提出され た場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建 築物の住宅部分 次に 掲げる区分に応じ それぞれ次に定める 額 a 床面積の合計(市 長が別に定める建 築物については、 共用部分の床面積	49 建築物 のエネル ギー消費性 能の向上に 関する法律 第34条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査(次号 に規定する 審査を除 く。)	建築物 エネル ギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能向 上計画が建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律第 35条第1項各号に掲げる基準 に適合していることを示す書類 又はこれに類する書類として市 長が別に定めるものが提出され た場合 (7) 省略 (イ) 住宅用途を含む建 築物の住宅部分 次に 掲げる区分に応じ それぞれ次に定める 額 a 床面積の合計(市 長が別に定める建 築物については、 共用部分の床面積

を除く。b及びイ

(イ)、第51号ア

(イ)及びイ(イ)並び

に第53号ア(イ)

イ(イ)及びウ(イ)

において同じ。)

が300平方メ

ートル未満のも

の1件につき

11,000円

b 省略

(ウ) 省略

イ ア以外の場合で、建築物エネ

ルギー消費性能基準等を定める

省令第10条第2号イ(1)及びロ

(1)に定める基準に適合するもの

(7)～(イ) 省略

ウ ア以外の場合で、建築物エネ

ルギー消費性能基準等を定める省

令第10条第2号イ(2)及びロ(2)

に定める基準に適合するもの

(7) 一戸建ての住宅

次に掲げる区分

に応じそれぞれ次

に定める額

a 床面積の合計

が200平方メ

ートル未満のも

の1件につき

20,000円

b 床面積の合計

が200平方

メートル以上

を除く。b及びイ

(イ)、第51号ア

(イ)及びイ(イ)並び

に第53号ア(イ)

及びイ(イ)におい

て同じ。)が300

平方メートル未満

のもの1件につ

き 11,000円

b 省略

(ウ) 省略

イ ア以外の場合で、建築物エネ

ルギー消費性能基準等を定める

省令(平成28年経済産業省

令・国土交通省令第1号)第10

条第2号イ及びロに定める基準

に適合するもの

(7)～(イ) 省略

		のもの 1件に つき <u>22,000円</u> (イ) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に定める額 a 床面積の合計 が300平方メ ートル未満のも の 1件につき <u>38,000円</u> b 床面積の合計 が300平方メ ートル以上のも の 1件につき <u>66,000円</u> エ 省略 オ 省略
50 省略		
51 建築物 のエネルギー消費性 能の向上に 関する法律 第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (次号に規	建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料	一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額。ただし、新た に追加される建築物については、 第49号金額の欄に定める額とす る。 ア 省略 イ ア以外の場合で、建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第2号イ(1)及びロ (1)に定める基準に適合するもの (7)～(イ) 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネル ギー消費性能基準等を定める省 令第10条第2号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合するもの

		エ 省略 エ 省略
50 省略		
51 建築物 のエネルギー消費性 能の向上に 関する法律 第36条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能向上計画 の変更の認 定の申請に 対する審査 (次号に規	建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画変更 認定申 請手数 料	一の建築物ごとに次に掲げる額を 合算して得た金額。ただし、新た に追加される建築物については、 第49号金額の欄に定める額とす る。 ア 省略 イ ア以外の場合で、建築物エネ ルギー消費性能基準等を定める 省令第10条第2号イ及びロに 定める基準に適合するもの (7)～(イ) 省略

定する審査 を除く。)		(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に定める額 a 床面積の合計 が200平方メ ートル未満のも の 1件につき 10,000円 b 床面積の合計 が200平方メ ートル以上のも の 1件につき 11,000円 (i) 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に定める額 a 床面積の合計 が300平方メ ートル未満のも の 1件につき 19,000円 b 床面積の合計 が300平方メ ートル以上のも の 1件につき 33,000円 エ 省略 オ 省略
52 省略		
53 建築物 のエネルギー 消費性	建築物 エネルギー 消費	次に掲げる額を合算して得た金額 ア～イ 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネ

定する審査 を除く。)		エ 省略 エ 省略
52 省略		
53 建築物 のエネルギー 消費性	建築物 エネルギー 消費	次に掲げる額を合算して得た金額 ア～イ 省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネ

能の向上に 関する法律 第41条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能に係る認 定の申請に 対する審査	費性能 認定申 請手数 料	ルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第2号イ(2) 及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ (3)に定める基準に適合するも の (7) 省略 (4) 住宅用途を含む 建築物の住宅部 分 次に掲げる 区分に応じそれ ぞれ次に定める 額 a 床面積の合計 が300平方メ ートル未満のも の 1件につき 38,000円 b 省略 エ～オ 省略
54～63 省略		

能の向上に 関する法律 第41条第 1項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性 能に係る認 定の申請に 対する審査	費性能 認定申 請手数 料	ルギー消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第2号イ(2) 及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ (3)に定める基準に適合するも の (7) 省略 (4) 住宅用途を含む 建築物の住宅部 分 次に掲げる 区分に応じそれ ぞれ次に定める 額 a 床面積の合計 <u>(市長が別に定 める建築物につ いては、共用部 分の床面積を除 く。bにおいて 同じ。)</u>が300 平方メートル未 満のもの 1件 につき 38,000円 b 省略 エ～オ 省略
54～63 省略		

$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$
この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきキガジュール)

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数がある場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

3 (略)

$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$
この式において、 E_{ST} 、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきキガジュール)

E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数がある場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の認定の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。

(2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

□ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 (略)

(住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)

第十三条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

E_T 誘導設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_C 第四条第二項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_V 第四条第三項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_W 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_S 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_M エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)
3 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。

4 (略)
一・二 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十四条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

□ 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 (略)

(住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)

第十三条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_W + E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。)

E_T 誘導設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)

E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_C 第四条第二項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_V 第四条第三項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_W 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_S 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

E_M エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

2 (略)
3 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。

4 (略)
一・二 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十四条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

(3) (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第一条第一項第二号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四〇	一
二	〇・四〇	一
三	〇・五〇	一
四	〇・六〇	一
五	〇・六〇	三・〇
六	〇・六〇	二・八
七	〇・六〇	二・七
八	一	六・七

(3) (略)

三 (略)

2 前項第二号イ(1)及びロ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 第一条第一項第二号イ(1)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四〇	一
二	〇・四〇	一
三	〇・五〇	一
四	〇・六〇	一
五	〇・六〇	三・〇
六	〇・六〇	二・八
七	〇・六〇	二・七
八	一	六・七

参考

○経済産業省令第二号
国土交通省令第二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号及び第三十五条第一項第一号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月七日

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一（略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分）をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十一度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分		外皮平均熱貫流率（単位一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	二	〇・四六	〇・四六
一	二	〇・四六	〇・四六

（抜粋）

改正前

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一（略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分）をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十一度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分		外皮平均熱貫流率（単位一平方メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	二	〇・四六	〇・四六
一	二	〇・四六	〇・四六